

札幌市立栄北小学校いじめ防止基本方針

令和8年4月1日

1. はじめに

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心やからだの健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、命や心とからだに重大な危険を生じさせる恐れがあります。また、いじめはどの学級でもどの児童にも起こり得ることから、誰もが安心して学校生活を送れるように、全教職員が共通理解を図り、同一歩調で、いじめのない学校づくりに取り組んでいかななくてはなりません。

具体的には、学校として「いじめをどう捉えるか」「その本質は何か」「学校は何を求められているか」「未然防止や早期発見、早期対応の手立てはどうあればよいか」など、共通理解および手立ての共有を図っていく必要があります。この基本方針は、学校と地域、家庭、その他の関係機関が相互に連携協力し、いじめを防止するための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定したものです。

2. いじめの定義

・いじめとは、子どもに対して、一定の人間関係にある他の子どもが行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、その対象となった子どもが心やからだの苦痛を感じているものをいいます。

・いじめに当たるか否かの判断について

- (1) 表面的・形式的にすることなく、いじめられた子どもの立場に立つこと。
- (2) いじめを受けていても子ども自身が否定するときがあるので、日頃から子どもの表情や様子をきめ細かく観察すること。
- (3) インターネット上での悪口など、被害にあった子どもが事実を知らず苦痛に至っていないケースについても、加害行為をした子どもに対して適切な指導が必要。

・いじめの解消とは、少なくとも以下の要件が満たされている必要があります。

- ① いじめの行為が止んでいること（少なくとも3か月間）
- ② 被害を受けた児童が心身の苦痛を感じていないことについて、被害児童及びその保護者に対し面談等により確認していること

3. いじめ防止等の対策のための組織の設置

・学校内において「校内いじめ防止対策委員会」を設置します。組織の責任者は校長とし、いじめ防止等に関わる全ての取組は、校長の監督下で行います。構成は校長、教頭、担任外、学年主任、対象児童担任、養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーです。必要に応じて、弁護士、医師、警察経験者、教育学者などの専門家等や地域の関係者などに参加を要請します。迅速な事実確認や初期対応が必要な状況においては、教頭、特別支援コーディネーター、担任等の枠組みを委員会と位置付け、いち早く対応することも想定しています。校長が不在の場合は、教頭が担任外と連携して対応を進め、責任者である校長に報告し決裁を得るようにします。

・委員会の取組の内容は

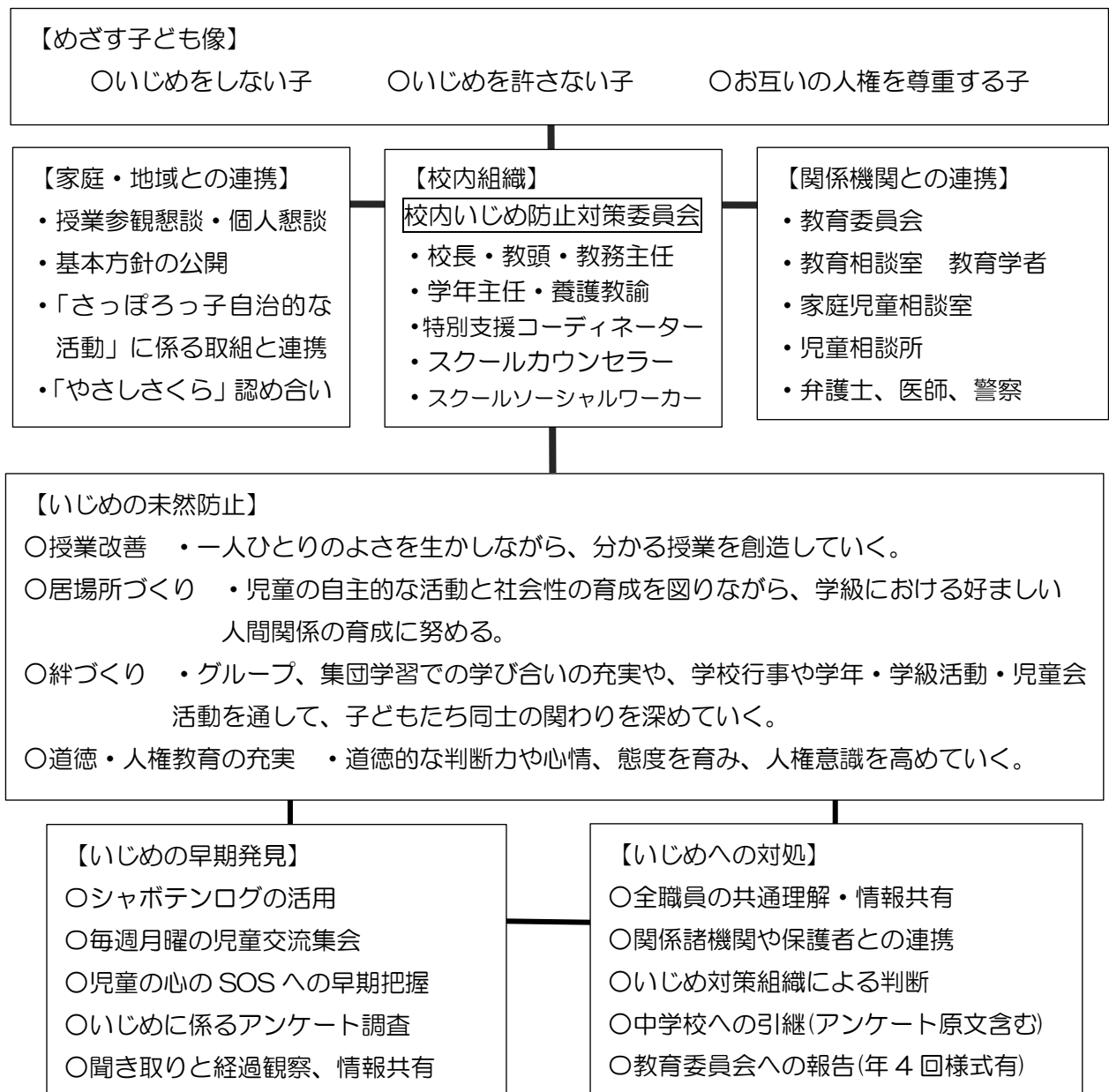
- (1) いじめ防止等に係る取組方針の確認（年度当初）
- (2) 児童の問題行動などに係る情報共有
 - ① いじめの様態、原因・背景、指導上の留意点について、「校内いじめ防止対策委員会(月1定例+随

時)「学びと心の支援全体会(年3回)」、「児童交流集会(毎週月曜)」、「職員会議(月1回)」、「学年研修(週1回)」等で必要に応じて取り上げ、日常的に教職員間の情報交流、共通理解を図っていきます。上記の会議を通して、毎月一回は、いじめの認知や解消の件数及び認知した個別の対応状況について確認します。また、いじめに係るアンケート実施後に、アンケート結果や面談等の内容について、「校内いじめ対策委員会」において検討を進めます。なお、委員会担当窓口は、会議録を作成し、学校長の決済を得ます。個別の対応状況についても、別途記録します。

- ② いじめ問題に関する相談窓口は、「校内いじめ防止対策委員会 特別支援コーディネーター教諭」です。また、担当者の他、担任や相談しやすい教職員にも遠慮せずにご相談ください。学校は、いじめに関する相談は「校内いじめ防止対策委員会」で情報共有し、速やかに対応します。なお、警察との連絡窓口は教頭が担当します。連絡先 011-752-7876(学校代表電話)

4. いじめ防止等の対策のための取組

- ① 教育活動の基盤となる子ども理解の充実を図るとともに、人間形成の基盤を担う小学校教育において「思いやりの心」を育て、自己肯定感を高めるための取組を行います（未然防止の取組）。
- ② シャボテンログの活用、日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化を見逃さないように、アンテナを高く保ちます（早期発見の取組）。
- ③ 発見、通報を受けた場合は一人で抱え込まずに、速やかに組織的に対応します（いじめへの対処）



5. いじめの防止等の対処マニュアル作成

- ①学校として、学校いじめ防止基本方針にのっとり、いじめについて「いつ、どこで、誰が、何を、どのように等」の情報共有を図ります。また、いじめの「サインチェックシート」によって把握したいじめの疑いについては、「校内いじめ防止対策委員会」で事実関係の把握と認知を行います。
- ②「アセスメントシート」については、児童の進級・進学や転学にあたって、次の学年・学校に確実に引き継ぎ、指導や支援につなげることを徹底します。
- ③いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合には、教育委員会と連携し、警察への相談・通報を行い、適切な援助を求めます。

6. 警察と連携した「いじめ問題」への対応

○児童の命や安全を守ることを最優先に、いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合には、学校として、警察への相談・通報を行い、適切な援助を求める場合があります。

【いじめ防止対策推進法 第23条第6項】

学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

7. 学校の取組の評価について

- ①学校いじめ防止基本方針に基づく取組の成果検証を行うために、学校評価の評価項目にいじめ防止等の取組に関する評価項目を位置付けます。
- ②学校評価において目標の達成状況を評価し、取組の改善につなげます。

8. インターネット上のいじめの防止

- ①インターネット上に誹謗中傷を書き込む行為は、取り返しのつかないことになることや、犯罪行為につながる可能性があることなど、ネット上のいじめ防止に係る日常的な指導を心掛けます。
- ②情報モラル教育の推進に当たっては、スクールカウンセラーによる授業や道徳教育の充実、人権教室の開催など「小中一貫した教育」のパートナー校同士が連携を取り、同じ中学校区の児童が共通の学びを通して中学校へ進学していけるよう系統的な指導を行います。

9. いじめの重大事態とは

学校だけで解決が困難な事案に対しては、関係機関との連携が必要不可欠となります。いじめ防止対策推進法第28条第1項において、いじめの重大事態について以下のように定義されています。

- 児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - 児童が自殺を図った場合
 - 身体に重大な被害(30日以上の加療を要する)を負った場合
 - 金品などに重大な被害を被った場合
 - 精神性疾患を発症した場合
- いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いを認めるとき
 - ※相当の期間＝不登校重大事態の定義を踏まえ、年間30日を目安とする

これらの状況が認められた場合、また「児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」には学校の設置者または学校は、調査組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行う義務があります。この調査は、重大事態への対処と、同種の事態の発生防止に役立てることを目的としています。調査は、いじめ被害に遭った児童や加害者側への聞き取り、質問票調査、学校の在籍児童や教職員への聞き取りなど、様々な方法が用いられます。

【参考資料】

第五章 重大事態への対処（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

10. 地域・保護者への啓蒙

- ①参観・懇談、学級だより等を利用して「いじめ防止」に係る取組についての方針に触れ、いじめについての理解を図り、取組の推進を図ります。
- ②この方針について学校ホームページに掲載し、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるようにします。